

熊本市こどもの未来応援基金実施要綱

制定 平成 8年 3月 1日市民生活局長決裁

改正 平成13年 4月 1日市民生活局長決裁

(略)

令和 2年 7月27日子ども政策課長決裁

令和 5年 3月31日市長決裁

令和 5年 4月 1日子ども政策課長決裁

令和 5年10月 1日子ども政策課長決裁

令和 6年 9月12日子ども局長決裁

(趣旨)

第1条 この要綱は、熊本市こどもの未来応援基金条例（平成6年条例第14号）第5条に定める運用益金の処理に関し、その方法について定めるものである。

(助成の対象)

第2条 熊本市こどもの未来応援基金（以下「基金」という。）は、次の各号のいずれかに該当する活動を助成の対象とする。

- (1) 地域における子育て支援活動
 - (2) 児童の健全育成を目的とする活動
 - (3) 障がいがある児童を支援する活動
 - (4) ひとり親家庭及び両親のいない児童を支援する活動
 - (5) 父親の子育て及び育児参加を推進する活動
 - (6) こども及び子育て支援に対する効果的かつ先進的な取組で、他の模範となるような
(1)～(5)及び(9)の活動（以下「企画活動」という。）
 - (7) 食事の提供を通し全てのこどもが気軽に立ち寄れるこどもの居場所（以下「こども食堂」という。）に関する活動のうち、以下の活動を含むもの。
 - ア こども食堂を運営する活動（以下「こども食堂運営活動」という。）
 - イ こども食堂を新設する活動（以下「こども食堂新設活動」という。）
 - ウ こども食堂に加え、学習等様々な学びの支援を行う活動（以下「こども食堂拡充活動」という。）
 - (8) 企業や一般家庭等から無償で食料の提供を受け、こどもやこどもの居場所づくりを行う活動団体に対し無償で食料を提供する活動（以下「フードバンク活動」という。）
 - (9) 前各号に規定するもののほか、熊本市こどもの未来応援基金運営委員会（以下「運営委員会」という。）において、ふさわしいと認める活動
- 2 基金による助成は、次の各号のいずれかに該当するものに対し行う。
- (1) 前項第1号から第5号まで及び第9号に規定する活動（以下「スタートアップ活動」という。）を行うもののうち、次に掲げるもの。
 - ア 設立から3年以内の団体
 - イ 活動の開始から3年以内の個人
 - (2) 前項第6号に規定する活動を実施する団体又は個人
 - (3) 前項第7号アに規定するこども食堂運営活動を実施する団体

(4) 前項第7号イに規定するこども食堂新設活動及びウに規定するこども食堂拡充活動を行うもののうち、助成対象年度、助成対象年度の前年度及び前々年度に活動を実施する団体。ただし、令和7年度の助成においては令和5年度に活動を実施した団体、並びに令和6年度の助成においては令和5年度及び令和4年度に活動を実施した団体は含まない。

(5) 前項第8号に規定するフードバンク活動を実施する団体

3 第1項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、助成の対象とならない。

(1) 営利を目的とする場合

(2) 個人に金品を支給する場合

(3) 助成を受けようとするものが、当該活動に係る助成金等を熊本市から受けている場合

(4) 前各号に規定するもののほか、運営委員会が不適と認める場合

4 基金による助成は、重複して受けることができない。ただし、第2条第1項第7号アに規定するこども食堂運営活動又はイに規定するこども食堂新設活動及びウに規定するこども食堂拡充活動の活動については、互いに重複して基金による助成を受けることができる。

(助成対象経費)

第3条 助成の対象となる経費（以下「対象経費」という。）は、前条第1項に規定する活動に必要な経費のうち別表第1に掲げる経費とする。ただし、運営委員会が特に必要と認める場合は、この限りではない。

(助成額)

第4条 助成金の額は、次の各号に掲げる助成金の区分に応じ、当該各号に定める額とする。ただし、当該助成対象経費の額が各号に定める額を下回る場合には、当該助成対象経費の額を助成金の額とする。

(1) 第2条第1項第1号から第5号まで及び第9号に規定するスタートアップ活動 上限5万円

(2) 第2条第1項第6号に規定する企画活動 上限10万円

(3) 第2条第1項第7号アに規定するこども食堂運営活動は実施回数に応じて以下に定める金額を上限とする。なお、こども食堂の活動を行う拠点を複数有する団体においては、その活動を行う拠点ごとにその助成額を計算し、その合計額を上限とする。ただし、天災その他やむを得ない事情がある場合は、この限りではない。

年 4～12回 5万円

年 13～18回 7万円

年 19～24回 10万円

年 25回以上 15万円

(4) 第2条第1項第7号イ及びウに規定するこども食堂新設活動及びこども食堂拡充活動に対する助成金は上限を5万円とする。なお、こども食堂の活動を行う拠点を複数有する団体においては、その活動を行う拠点ごとにその助成額を計算し、その合計額を上限とする。

(5) 第2条第1項第8号に規定するフードバンク活動 上限30万円

(資格要件)

第5条 第2条第1項第1号から第6号まで及び第9号に規定するスタートアップ活動及び企画活動を実施するもので、基金による助成を受けようとするものは、次の要件を満たさなければならない。

(1) 個人で助成を受けようとするものは、熊本市在住であること。

(2) 団体に助成を受けようとするものは、熊本市内に本拠地又は事務所があること。

2 第2条第1項第7号に規定するこども食堂の活動を実施するもので、基金による助成を受けようとするものは、次の要件を全て満たさなければならない。

(1) 熊本市内で開設するもの

(2) 開催時、常駐できる責任者を配置し、国等の通知に基づき安全面・衛生面について適切な配慮を行っていること

(3) 責任者とは別に、活動の補助等ができるスタッフを1名以上配置すること

(4) 3人以上で構成されていること

(5) 継続した運営をする意思及び能力を有すると認められること

(6) こどもが広く参加できるように広報し、団体関係者等特定の者しか参加できない運営を行わないこと

(7) 定款・会則等を備えていること

3 第2条第1項第8号に規定するフードバンク活動を実施するもので、基金による助成を受けようとするものは、次の要件を全て満たさなければならない。

(1) 熊本市内で活動を実施するもの

(2) 特定非営利活動法人、社会福祉法人、公益財団法人、公益社団法人、一般社団法人、消費生活協同組合または農業協同組合のほか、運営委員会がふさわしいと認める団体

(3) 常駐できる責任者を配置し、国等の通知に基づき安全面・衛生面について適切な配慮を行っていること

(4) 責任者とは別に、活動を補助等ができるスタッフを1名以上配置すること

(5) 3人以上で構成されていること

(6) 継続した運営をする意思及び能力を有すると認められること

(7) 定款・会則等を備えていること

(助成の制限)

第6条 次に掲げる場合を除き、基金による助成は次年度以降に再度の申し込みを行うことができる。

(1) 第2条第1項第1号から第5号まで及び第9号に規定するスタートアップ活動に対する助成は、連続した2箇年において受けることができる。ただし、活動の開始から3年を経過したものにおいては、2箇年目の助成にあたる場合であっても助成を受けることができない。

(2) 第2条第1項第7号イに規定するこども食堂新設活動

(3) 第2条第1項第7号ウに規定するこども食堂拡充活動

(助成金の申込み)

第7条 助成を受けようとするものは、助成金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて市長が定める日までに市長に提出しなければならないこととする。

- (1) 事業計画書（様式第1号の2）
- (2) 事業収支計画書（様式第1号の3）
- (3) その他市長が必要と認める書類

（助成金の決定）

第8条 助成する活動（以下「助成活動」という。）及び助成金の額の決定は、助成金の区分に応じ、次の各号に掲げる審査基準表に基づき、運営委員会の審議を経て市長が行う。

- (1) 第2条第1項第1号から第6号まで及び第9号に規定するスタートアップ活動及び企画活動に関する助成活動及び助成額の決定 別表第2「審査基準表」
- (2) 第2条第1項第7号に規定するこども食堂の活動に関する助成活動及び助成額の決定 別表第3「要件審査表」
- (3) 第2条第1項第8号に規定するフードバンク活動に関する助成活動及び助成額の決定 別表第4「要件審査表」

2 運営委員会は、前項の審議の際に申請者に対し説明を求めることができる。

3 市長は、第1項の決定を行ったときは、速やかに助成金交付決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

4 市長は、助成の決定に当たって必要と認めるときは、条件を付することができることとする。

（助成活動の変更等）

第9条 前条第3項の規定により助成金交付決定通知を受けたもの（以下「助成金交付対象者」という。）は、活動の実施に当たって、内容の変更、予算の変更、中止、取下げ等の理由が生じたときには、あらかじめ助成事業等計画変更申請書（様式第2号の2）を市長に提出し、その承認を受けなければならないこととする。

2 市長は、前項の報告があった場合は、助成金交付取消・変更通知書（様式第2号の3）により助成金の額の変更、中止及び取消し等を行うことができることとする。

（実績報告）

第10条 助成金交付対象者は、助成事業等が完了したときは、その日から30日を経過する日又は当該年度の末日のいずれか早い日までに助成金実績報告書（様式第3号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならないこととする。

- (1) 事業収支決算書（様式第3号の2）
- (2) 食料受入一覧表（様式第3号の3）（第2条第2項第3号の助成を受けるものに限る。）
- (3) 食料支援一覧表（様式第3号の4）（第2条第2項第3号の助成を受けるものに限る。）
- (4) 領収書等の事業に係る経費の支出を証する書類又はその写し
- (5) その他市長が必要と認める書類

2 市長は前項の規定による実績報告書に疑義又は不明の事項がある場合には、実施の状況の調査を行い、又は助成金交付対象者に対して説明を求めることができることとする。

3 市長は、助成金交付対象者に対し、活動事例の発表及び広報活動への協力を求めることができることとする。

（助成金の額の確定）

第11条 市長は、助成金実績報告書を受けた場合において、その報告に係る助成活動の成果が助成金の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたとき、又は助成決定金額を

減額したときは、交付すべき助成金の額を助成金交付決定通知書に基づき確定し、助成金交付決定通知書（様式第4号）により助成金交付対象者に通知するものとする。

2 助成金交付対象者は、助成金交付決定通知を受けた日から30日以内に助成金交付請求書（様式第5号）を提出しなければならないこととする。

3 市長は、前項に規定する請求書を審査し、適当であると認めるときは、これを受理した日から起算して30日を経過する日までに助成金を助成金交付対象者の指定する銀行の口座に振り込むものとする。

（助成金の交付）

第12条 助成金は、前条により確定した額を助成活動の終了後に交付するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、助成活動の性質上その事業の終了前又は年度途中で交付することが適切と認めるときは、一括又は分割して事前に概算額を交付することができる。

3 前項の交付を受けようとする助成金交付対象者は、助成金概算交付申請書（様式第6号）を市長に提出しなければならないこととする。

4 市長は、第2項の概算額の交付決定をしたときは、助成金概算交付通知書（様式第7号）により助成金交付対象者に通知するものとする。

（決定の取消し）

第13条 市長は、助成金交付対象者が次のいずれかに該当すると認めるときは、助成金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

（1）助成金を他の用途に使用した場合

（2）虚偽その他不正な手続きにより助成金の交付を受けた場合

（3）活動を途中で中止したとき、又は活動を実施しなかった場合

（助成金の返還）

第14条 市長は、助成金の交付の決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し既に助成金が交付されているときは、期限を定めて、これを返還させるものとする。ただし、天災その他やむを得ない事情により活動の遂行ができなくなったときは、その事情を考慮のうえ助成金の返還を求めるものとする。

2 市長は、交付すべき助成金の額を確定した場合において、既にその額を超える助成金が交付されているときは、期限を定めて、これを返還させるものとする。

（違約加算金）

第15条 助成金交付対象者は、第13条の規定による取消しを受け、助成金の返還を請求されたときは、その請求に係る助成金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該助成金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既に納付した額を控除した額）につき、年10.95パーセントの割合で計算した違約加算金を市に納付しなければならないこととする。

2 助成金が2回以上に分けて交付されている場合における前項の規定の適用については、返還を請求された額に相当する助成金は、最後の受領の日を受領したものとし、当該返還を請求された額がその日に受領した額を超えるときは、当該返還を請求された額に達するまで順次遡りそれぞれの受領の日において受領したものとする。

3 第1項の違約加算金を納付しなければならない場合において、助成金交付対象者の納付した金額が返還を請求された助成金の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を請求された助成金の額に充てられたものとする。

（他の助成金等の一時停止等）

第 16 条 市長は、助成金交付対象者が助成金の返還を請求され、当該助成金又は違約加算金の全部又は一部を納付しない場合において、その者に対して同種の事務又は事業について交付すべき助成金等があるときは、相当の限度においてその交付を一時停止することができることとする。

(補則)

第 17 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 6 年 9 月 1 2 日から施行する。

別表第1 対象経費（第3条関係）

費目	内訳
報 償 費	<p>(1) 講演会、講習会、研修会等に要した講師謝礼金、助成事業に携わった者に対する謝金等</p> <p>(2) 会員（団体の構成員をいう。以下同じ。）への支出は、対象経費としない。</p> <p>(3) フードバンク活動に対する助成を受けるものに限り、対象経費としない。</p>
需 用 費	<p>(1) 活動上必要とされる物品の購入（消耗品、印刷製本費、材料費、[食料費（食材費）は含まない]、図書費、写真代、コピー代、医薬材料費等）</p> <p>(2) こども食堂の活動に対する助成を受けるものに限り、食料費（食材費）を対象経費とする。ただし、会食代は対象経費としない。</p>
燃料光熱水費	<p>(1) 催し物、会議室等の冷暖房料等</p> <p>(2) フードバンク活動に対する助成を受けるものを除き、自宅や他の事業に使用する事務所等を利用する場合は、対象経費としない。</p> <p>(3) フードバンク活動に対する助成を受けるものに限り、食料支援活動に係る事務所、倉庫の光熱水費、支援食料を直接受取又は届ける際に要する車両燃料代を対象経費とする。</p>
役 務 費	<p>(1) 通信費（はがき、郵便切手代）、運搬費、広告料、保険料等</p> <p>(2) 保険料については、参加者及び団体の構成員の助成事業に係るケガや賠償責任の保障を行う保険の保険料を対象とする。</p>
使用料 及び賃借料	<p>(1) 催し物や会議の施設等使用料、車両、機械等借上料</p> <p>(2) フードバンク活動の助成を受けるものを除き、自宅や他の事業に使用する事務所等を利用する場合は、対象経費としない。</p> <p>(3) フードバンク活動の助成を受けるものに限り、食料支援活動に係る施設等使用料、車両及び機械等借上料を対象経費とする。</p>
備品購入費	<p>(1) 備品とは、1品又は1組の取得価格（消費税含む）が1万円以上のものをいう。</p> <p>(2) 上限額は、総額2万円とする。ただし、こども食堂新設活動、こども食堂拡充活動及びフードバンク活動の助成を受けるものは、この限りでない。</p>

備考

領収書等により支払いが明確でない経費は、対象経費としない。

別表第2 審査基準表（第8条関係）

熊本市こどもの未来応援基金 審査基準表

審査委員氏名								
団体名								
審査項目	審査基準	採点				配点		
1	社会性	時代に即した子育て支援やこども支援活動など、公益性及び重要性の高いもの。						
		活動目的	地域の現状に即した子育て支援活動であるか。		×	1	=	5
		参加者層・参加者数	熊本市内の子育て世帯を対象とし、参加者が見込める活動であるか。		×	1	=	5
		活動の広報・周知	活動を広く周知し、参加者の拡大に繋げているか。		×	1	=	5
2	実現性	計画内容をはじめ、関係機関等の協力体制、資金調達予定額等を勘案し、計画を実現する可能性が高いもの。						
		開催回数	月間・年間の開催回数が、適度で実施可能であるか。適度なスケジュールが維持されているか。		×	1	=	5
		スタッフ	活動を実施するに足りる人数であるか。		×	1	=	5
		予算	活動を実施できるだけの収入予算が組まれているか。		×	1	=	5
3	発展性	基金助成期間終了後も継続的に活動し、発展性が期待できるもの。						
		継続性	今後も、継続した活動が可能な体制や、活動内容であるか。		×	1	=	5
		今後の展開	今後、より充実した展開が可能な活動を実施しようと考えているか、その手法は効果的であるか。		×	2	=	10
		連携体制	関係団体や機関等との連携体制があるか。		×	1	=	5
		自主財源	活動を充実させるため、会費等の自主財源は組まれているか。		×	1	=	5
4	独自性 先進性	計画内容に独自性や先進性の要素が含まれるもの。						
		独自の取り組み	対象者や活動内容に独自性や先進性があり、団体の特性を活かした事業となっているか。		×	2	=	10
		模範的な取り組み	活動内容が他の団体の模範となるようなものか。		×	2	=	10
5	合理性	活動費用の使途及び金額が適正であり、その財源内訳についても参加者負担金を計上するなど適切であるもの。						
		活動内容と予算	活動内容に対し、合理的かつ適切な予算が組まれているか。		×	1	=	5
		参加費の適切な徴収	会費・参加費等適切に利用者負担を考慮しているか。		×	1	=	5
		支出予算	活動費の使途が適切か、助成対象外のものはないか。		×	1	=	5
		当補助金の助成実績	過去に、本補助金の交付を受けたことがあるか。 (助成回数が 0回の場合5点 1回の場合4点 2回の場合3点 3回の場合2点 4回の場合1点 それ以上の場合0点)		×	2	=	10
5点：特に優れている 4点：優れている 3点：普通 2点：やや劣っている 1点：劣っている 0点：記述なし		合計					100	

別表第3 要件審査表（第8条関係）

熊本市こどもの未来応援基金 要件審査表

審査委員氏名				
団体名				
審査項目		審査内容	適否	
1	実施体制	人員体制	3人以上で構成されており、計画内容を実施できる人員体制であるか。	適 ・ 否
		実施時の人員体制	事業実施時に、責任者と別に、活動の補助等ができるスタッフを1名以上配置できる体制であるか。	適 ・ 否
		組織・運営体制	組織及び運営に関する事項を定めた定款・会則等を備えているか。	適 ・ 否
2	事業内容	開催場所	熊本市内で開設しているものか。または、開設するものか。	適 ・ 否
		活動内容	食育や孤食防止の観点に配慮しながら、無料又は安価で栄養のある食事を提供し、こどもの居場所づくりを行う活動であるか。	適 ・ 否
3	実現性	広報・周知	こどもが広く参加できるように広報し、団体関係者等特定の者しか参加できない運営を行っていないか。チラシ、ホームページ等の広報実績を示すこと。	適 ・ 否
		計画内容	開催頻度や予算に無理な計画がなく、継続して実施できる内容であるか。	適 ・ 否
4	衛生管理	計画段階	福祉給食サービスに関する取扱指針に基づき、熊本市保健所へ「福祉給食サービス実施届」を提出したか。または、食品保健法に基づき、熊本市保健所から「飲食店営業」若しくは「喫茶店営業」の許可を得ているか。	適 ・ 否
		実施段階	国の通知等に基づき、衛生管理を行う体制が整っているか。	適 ・ 否
こども食堂運営活動および新設活動の助成を受けようとするものは、上記1から4までの全てを満たすこと。				
5	事業の拡充	活動内容	学力向上や、スポーツ・芸術活動、キャリア教育、グローバル・多文化教育等の学びを支援する活動であるか。	適 ・ 否
こども食堂拡充活動の助成を受けようとするものは、上記1から5までの全てを満たすこと。				

別表第4 要件審査表（第8条関係）

熊本市こどもの未来応援基金 要件審査表

審査委員氏名				
団体名				
審査項目		審査内容		適否
1	実施体制	団体	特定非営利活動法人、社会福祉法人、公益財団法人、公益社団法人、一般社団法人、消費生活協同組合または農業協同組合のほか、運営委員会がふさわしいと認める団体であるか。	適 ・ 否
		人員体制	3人以上で構成されており、計画内容を実施できる人員体制であるか。	適 ・ 否
		実施時の人員体制	事業実施時に、責任者と別に、活動の補助等ができるスタッフを1名以上配置できる体制であるか。	適 ・ 否
		組織・運営体制	組織及び運営に関する事項を定めた定款・会則等を備えているか。	適 ・ 否
2	事業内容	開設場所	熊本市内で開設しているものか。または、開設するものか。	適 ・ 否
		活動内容	企業や一般家庭等から無償で食料の提供を受け、子どもやこどもの居場所づくりを行う活動団体に対し無償で食料を提供する活動であるか。	適 ・ 否
3	実現性	広報・周知	団体関係者等特定の者しか提供を受けることができない運営を行っていないか。 チラシ、ホームページ等の広報実績を示すこと。	適 ・ 否
		計画内容	事業に関し無理な計画がなく、継続して実施できる内容であるか。	適 ・ 否
4	衛生管理	実施段階	国の通知等に基づき、衛生管理を行う体制が整っているか。	適 ・ 否
フードバンク活動の助成を受けようとするものは、上記1から4までの全てを満たすこと。				

様式第1号(第7条関係)

助成金交付申請書

年 月 日

熊本市長 (宛)

住所
申請者 名称

代表者

年度熊本市こどもの未来応援基金の助成について、熊本市こどもの未来応援基金実施要綱第7条の規定により下記のとおり申請します。

記

1 助成の対象となる活動の種類

- (1) 第2条第1項第1号から第5号まで及び第9号に規定するスタートアップ活動
- (2) 第2条第1項第6号に規定する企画活動
- (3) 第2条第1項第7号アに規定するこども食堂運営活動
- (4) 第2条第1項第7号イに規定するこども食堂新設活動
- (5) 第2条第1項第7号ウに規定するこども食堂拡充活動
- (6) 第2条第1項第8号に規定するフードバンク活動

2 助成金申請額

金 円

3 添付書類

- (1) 事業計画書 (様式第1号の2)
- (2) 事業収支計画書 (様式第1号の3)
- (3) その他市長が必要と認める書類
(年間スケジュール、会員名簿等)

※第2条第1項第7号アに規定するこども食堂運営活動を申請する場合であって、団体が有する複数のこども食堂運営活動について申請する場合には、活動拠点毎に添付書類を提出すること。

様式第1号の2（第7条関係）

事業計画書

団体(又は個人)の名称	
代 表 者 名	
設立時期・活動始期	年 月
会 員 数	会員 名（うち、運営に携わるもの 名）
申請事業名（仮称可）	
活 動 目 的	
活 動 内 容	
助成を受けたい活動内容 とその理由	
主 な 活 動 場 所	
主 な 参 加 者 層 ※フードバンク活動に対 し、助成を受けようとする 場合のみ記入不要	
広 報 ・ 周 知 方 法	
開 催 回 数 ・ 頻 度 ※フードバンク活動に対 し、助成を受けようとする 場合のみ記入不要	
活 動 の 継 続 性	

今後の活動の展開	
関係団体や機関等との連携体制	
活動の独自性・先進性	
模範的な取り組み	
見込まれる効果	
参加費・会費 ※フードバンク活動に対し、助成を受けようとする場合のみ記入不要	
衛生管理体制 ※こども食堂拡充活動及びフードバンク活動に対し、助成を受けようとする場合のみ記入	
当該助成金の助成回数	回（年度）
他の助成金	無し・有り（ ）

事業収支計画書

(単位：円)

項 目		金額 (円)	内 訳
収入	自己資金		会費
			当該事業による収益
			その他の自己資金
			寄附金・協賛金
	熊本市こどもの未来応援基金 助成金		当該事業に対する助成希望額
	その他補助金・助成金		
計		円	
支出	対象経費		報償費
			需用費
			燃料光熱水費
			役務費
		使用料及び賃借料	
		備品購入費	
		小計	円
	対象外経費		
		小計	円
計		円	

様式第 2 号（第 8 条関係）

発第 号
年 月 日

住所

申請者 名称

代表者 様

熊本市長

助成金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった 年度熊本市こどもの未来応援基金助成金については、熊本市こどもの未来応援基金実施要綱第 8 条の規定により下記のとおり交付決定したので通知します。

記

1. 助成金事業等の名称
2. 助成事業等の目的及び対象となる事業
3. 助成対象事業費及び助成金額は、次のとおりとする。
助成対象事業費 円
助成金額 円
4. 助成金は、事業終了後、確定された金額を請求により交付する。

5. 交付の条件は次のとおりとする。
 - (1) 助成事業等に要する予算を変更し、又は助成事業等の内容を変更しようとするときは、市長の承認を受けなければならない。
 - (2) 助成事業等を中止し、又は廃止しようとするときは、市長の承認を受けなければならない。
 - (3) 助成事業等が予定の期間内に完了しないとき又は助成事業等の遂行が困難となったときは、遅滞なく市長に報告して、その指示を受けなければならない。
 - (4) 助成事業終了後 30 日を経過する又は当該年度の末日のいずれか早い日に助成金実績報告書及び事業収支決算書を市長に提出しなければならない。
 - (5) 助成事業終了後、市長が求める場合は、活動事例を公表しなければならない。

6. 助成の条件に違反した場合、不正行為がなされた場合その他市長が助成を不相当と認めた場合は、この決定を取り消し、又は助成決定額を減じることがある。この場合において、既に交付された助成金があるときは、その返還及び助成金の受領日から納付の日までの日数に応じ年 10.95 パーセントの割合で計算した違約加算金を請求する。
7. 前項に規定する請求に応じた助成金の返還等がされない場合において、本市が申請者に対し支払うべき他の助成金があるときは、当該他の助成金の交付を一時停止することがある。

8. 監査委員が必要と認めたときは、地方自治法第 199 条第 7 項の規定により監査をすることがある。

9. 市長が必要と認めたときは、地方自治法第 221 条第 2 項の規定により、その状況を調査し、又は報告を徴することがある。

様式第2号の2（第9条関係）

助成事業計画変更等申請書

年 月 日

熊本市長（宛）

住 所
申請者 名 称
代表者

年 月 日付け 発第 号で交付決定があった 年度熊本市こどもの未来
応援基金助成事業については、下記のとおり計画変更したのでご承認願います。

記

1. 計画変更の内容

2. 計画変更の理由

様式第 2 号の 3 (第 9 条第 2 項関係)

発第 号
年 月 日

住 所

申請者 名称

代表者 様

熊本市長

助成金交付取消・変更通知書

年 月 日付け 発第 号で通知した 年度熊本市こどもの未来応援基金助成事業
に対する助成金については、熊本市こどもの未来応援基金実施要綱第 9 条第 2 項の規定
に基づき、次のとおり取消・変更したので通知します。

記

- 1 助成金 円
- 2 取消・変更の理由

様式第3号（第10条関係）

助成金実績報告書

年 月 日

団体（又は個人）名称	
代表者住所	
代表者名	
助成事業名	
実施回数	
参加延べ人数	人（うち子ども 人、大人 人）
主な実施場所	
実施内容	<p>(1) 広報の実績</p> <p>(2) 主な参加者層</p> <p>(3) 活動内容</p>

活動を通じての成果 等	
-------------	--

- ※ 各項目の説明は、別紙でも可。
- ※ 実施した状況がわかるチラシや運営要綱、プログラム、写真等があれば添付すること。
- ※ こども食堂に関する活動に対し助成を受けている場合は、提供している食事の写真
を必ず添付すること。

様式第3号の2(第10条関係)

事業収支決算書

(単位:円)

	項 目	金額(円)	内 訳	
収入	自己資金		会費	
			当該事業による収益	
			その他の自己資金	
			寄附金・協賛金	
	熊本市こどもの未来応援基金 助成金		当該事業に対する助成希望額	
	その他補助金・助成金			
	計	円		
支出	対象経費	報償費		
		需用費		
		燃料光熱水費		
		役務費		
		使用料及び賃借料		
		備品購入費		
		小計	円	
		対象外経費		
	小計		円	
	計		円	

様式第 3 号の 3 (第 10 条関係)

食 料 受 入 一 欄 表

NO	寄贈日	食料寄贈者	寄贈品及び個数	寄贈品重量 (kg)	寄贈方法	特記
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						

様式第 4 号（第 11 条第 1 項関係）

発 第 号
年 月 日

住所

名称

代表者 様

熊本市長

助成金交付確定通知書

年 月 日付け 発第 号で通知した 年度熊本市こどもの未来応援基金助成事業に対する助成金については、熊本市こどもの未来応援基金実施要綱第 11 条の規定により確定したので、下記のとおり通知します。

記

助 成 金 円

様式第 5 号 (第 11 条第 2 項関係)

年 月 日

助成金交付請求書

熊本市長 (宛)

住所

申請者 団体名

代表者

年度熊本市こどもの未来応援基金助成金として、下記の金額を交付されるよう請求します。

記

請 求 額 円

振込口座

金融機関名	銀行・信組 農協・信連 信金・労金	本店 支店 出張所
口座種目及び 口座番号	普通 当座 No.	口座 名義人 フリガナ

様式第6号（第12条第3項関係）

助成金概算交付申請書

年 月 日

熊本市長（宛）

住 所

申請者 名 称

代表者

年 月 日付け 発第 号で通知のあった 年度熊本市こどもの未来応援基金助成金について、下記のとおり概算交付いただきますようお願いいたします。

記

1. 概算交付申請額 円

2. 概算交付申請理由

様式第7号（第12条第4項関係）

発第 号
年 月 日

住 所

名 称

代表者

様

熊本市長

助成金概算交付通知書

年 月 日付け 発第 号で通知した 年度熊本市こどもの未来応援基金助成金については、熊本市こどもの未来応援基金実施要綱第12条の規定により下記のとおり概算交付する。

記

助成金概算交付額

円